(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

白石市（次の図に示す部分に限る。）

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁及び白石市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千五百号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年十一月十二日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

長野県北安曇郡白馬村大字北城字石原一八六二三（次の図に示す部分に限る。）、字大日影一八〇〇七の二、字かけ一八〇一六、字新崎一八〇一七の一、一八〇一七の二、字外林二五二二八、字小屋ノ平二五二四四の四、二五二五二の一、二五二五六の二、二五二五七の二、二五二五八の二、二五二六一の二、二五二六三の二、二五二六四の二、二五二六五の二

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び白馬村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千五百一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年十一月十二日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

岡山県加賀郡吉備中央町（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び吉備中央町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千五百二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年十一月十二日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

岡山県備前市吉永町都留岐字西河内七八八の一

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字西河内七八八の一（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び備前市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千五百三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年十一月十二日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

岡山県小田郡矢掛町小林字岡本谷一七二八の一から一七二八の四まで、一七二九の一、一七二九の二、一七二九の一四から一七二九の二一まで、一七二九の二九から一七二九の五三まで、一七三〇の一、一七九一の三、一七九一の五、一七九一の六、字カイチキ二〇四九の一、二〇四九の二、二〇五二、字カイチギ二〇四九の三から二〇四九の一四まで

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字岡本谷一七二九の四五、一七二九の五三、字カイチギ二〇四九の一〇、二〇四九の一一

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岡山県庁及び矢掛町役場に備え置いて縦覧に供する。）

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

岡山県備前市吉永町都留岐字西河内七八八の一

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字西河内七八八の一（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び備前市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千五百三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年十一月十二日

農林水産大臣　森山　**裕**

○経済産業省告示第二百四十六号

計量法（平成四年法律第五十一号）第百条において準用する同法第六十六条の規定によって指定製造事業者の指定の効力が失効したことを確認したので、同法第百五十九条第一項第四号の規定に基づき告示する。

平成二十七年十一月十二日

経済産業大臣　林　幹雄

計量法第百条において準用する同法第六十六条の規定によって指定製造事業者の指定の効力が失効した届出製造事業者

指定番号	指定年月日	失効年月日	事業の区分の略称	届出製造事業者の名称	指定の効力が失効した工場又は事業場の名称及び所在地
三六二八〇一	平成十二年九月十一日	平成二十七年九月二十五日	最大需要電力計等	株式会社エネゲート	株式会社エネゲート計測システム事業部佐用工場 兵庫県佐用郡佐用町長尾字清水の元925番地